

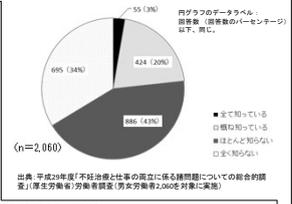
研修1. 不妊・不育相談支援研修  
行政説明Ⅱ

## 不妊治療と仕事の両立について

### (1) 不妊治療に関する知識の認知度

○不妊治療に関する実態に関する労働者の認知度は低い

- ◆ 以下のような不妊治療に係る実態を知っていますか。
- ① 実態に不妊の検査や治療を受けた事がある(または現在受けている)夫婦は全体では18.2%、子どものない夫婦では28.2%である。(国立社会保険・人口問題研究所「2015年社会保険・人口問題基本調査」による)
  - ② 56,617人が生殖補助医療(体外受精、顕微授精、凍結胚(卵)を用いた治療)により誕生しており、全出生児(946,065人)の6%に当たり、約16.7人に1人の割合になります。(生殖補助医療による出生児数: 日本産科婦人科学会「ARTデータベース2017版」/全出生児数: 厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計の年間推計」による)
  - ③ 排卵誘発剤と排卵促進剤の副作用などにより、頭痛・吐き気・ぼそり・腰痛などの症状が出る場合があります。
  - ④ 不妊治療には一般的に以下の点にある頻度で通院が必要とされている。



◆「妊娠希望する通院回数の目安」は概ね以下の通りとなっております。ご自身の条件に合わせてください。

治療内容	通院回数の目安		日曜通院可否
	女性	男性	
検査	4日～ (1回の所要時間は30分～120分)	平日～1日	可能
人工授精	2～6日/月 1回あたりの通院時間は数時間 (検査の所要時間まで)	0～平日 ※手術を伴う場合には1日必要	決められた日の通院が望ましい
体外受精	4～10日: 1回あたり数時間 + 2日: 1回あたり平日～1日 (回数、頻度は人による)	0～平日 ※手術を伴う場合には1日必要	決められた日の通院が望ましい

#### ◆目的

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、厚生労働省が行った調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず、16%の方が離職しています。

仕事と不妊治療の両立に悩んでいる方が不妊専門相談センター等にご相談にいらっしゃった際に、相談に来られた方の状況を理解するための参考となる情報をお伝えするものです。

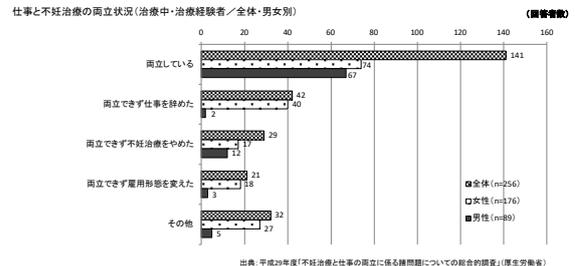
厚生労働省では、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するリーフレットを作成しておりますので、合わせてご参考ください。

※厚生労働省のHP(下記URL)にて、リーフレット「仕事と不妊治療の両立支援のために～働きながら不妊治療を受ける従業員へのご理解をお願いします～」等を掲載しています。  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

### (2) 仕事と不妊治療の両立の状況

- 仕事と不妊治療を両立しているのは約半数
- 両立できず仕事、不妊治療を諦めたり雇用形態を変えているのは女性が多い

◆ あなたは仕事と不妊治療の両立を、現在していますか(過去にしましたか)。また、今までに不妊治療をしておらず、近い将来不妊治療を予定している方は、仕事との両立を考えていますか。

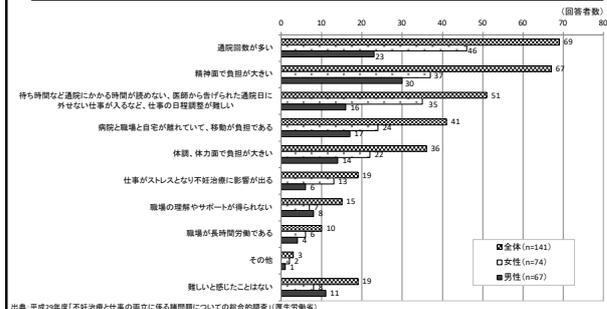


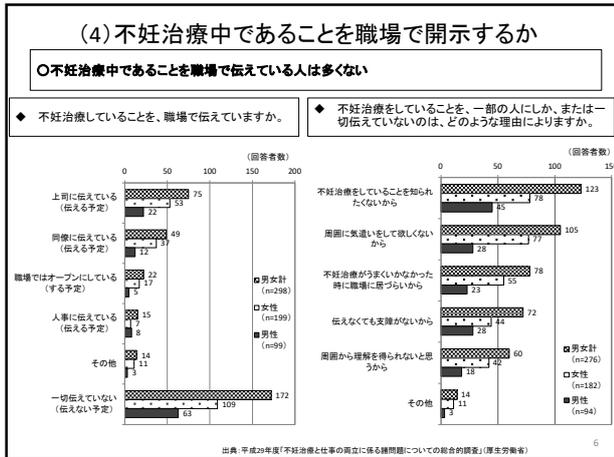
## 1. 仕事と不妊治療の両立における労働者の現状

### (3) 仕事と不妊治療の両立が難しい理由

○仕事と不妊治療を両立が難しい理由は、通院回数の多さ、精神面での負担、通院日程の調整の難しさなど

◆ 仕事と不妊治療の両立が難しいと感じたことはありますか。難しいと感じたことがある場合、それはどのようなことですか。





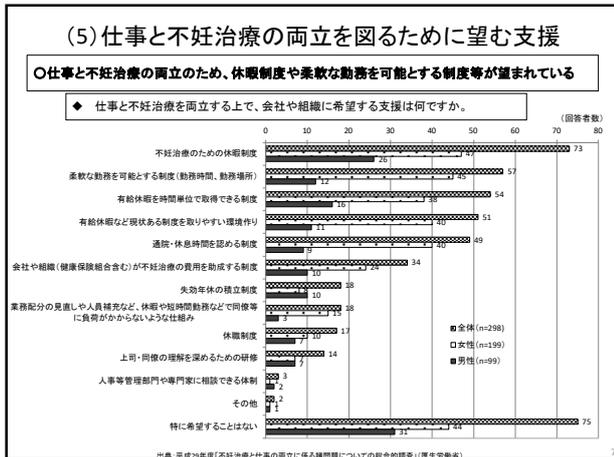
### (1) 年次有給休暇

▶ 労働基準法第39条において、使用者は、6か月継続勤務して全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10労働日の年次有給休暇を与えることとされています。

▶ 年次有給休暇の付与日数は、勤務年数に応じて加算されます。

【年次有給休暇の付与日数】

勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



▶ 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えなければなりません。ただし、請求された時季に休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に与えることができます。（時季変更権）

▶ 年次有給休暇のうち、5日を超える部分については、労使協定に定めるところに従って、計画的に与えることができます。（年次有給休暇の計画的付与）

## 2. 有給休暇や柔軟な働き方の制度の基礎知識

▶ 年次有給休暇は、日単位で取得することが原則ですが、労働者が希望し、使用者が同意した場合であれば、労使協定が締結されていない場合でも、日単位取得の阻害の範囲とならない範囲で半日単位で与えることが可能です。

▶ 労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位（※）で年次有給休暇を与えることができます。（時間単位年休）

（※）分単位など時間未満の単位は認められません。

【年次有給休暇の取得状況（平成29年）】

	労働者1人平均付与日数(日)	労働者1人平均取得日数(日)	取得率(%)
男性	18.7	8.9	47.5
女性	17.2	9.8	57.0

出所：厚生労働省「平成30年就業条件総合調査の概況」をもとに作成

## (2)フレックスタイム制

▶ **フレックスタイム制**は、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつ出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねるものです。(労働基準法第32条の3)

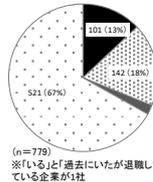
▶ **就業規則**その他これに準ずるもので始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨定め、労使協定でフレックスタイム制の基本的枠組み(対象となる労働者の範囲等)を定める必要があります。

12

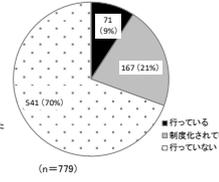
## (1)不妊治療と仕事の両立における企業の現状

○不妊治療と仕事の両立をしている従業員について把握できていない企業は多い

◆ 貴社では、不妊治療を行っている従業員がいますか。



◆ 貴社では、不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度や取組を行っていますか。



出典:平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る課題」についての総合的調査(厚生労働省)企業アンケート調査(女性の活躍推進企業データベース)においてデータ公表を行っている企業7,909社から、従業員規模10人以上の企業4,000社を無作為抽出してアンケートを配布。回答数:779社

15

## (3)テレワーク

▶ **テレワーク**とは、「ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」です。インターネットなどの技術を活用し、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をすることができます。

▶ **テレワークの形態の例**

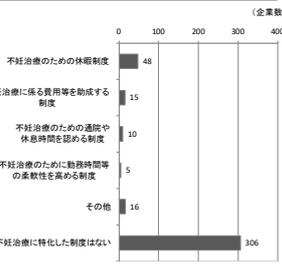
- **在宅勤務**(自宅を就業場所とする働き方です)
- **サテライトオフィス勤務**(自宅近くや通勤途中の場所等に設けられたオフィス等、所属するオフィス以外の施設を利用する働き方です)
- **モバイル勤務**(移動中や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です)

13

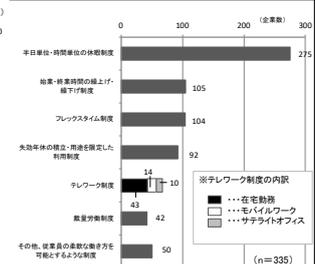
## (2)企業が導入している制度

○不妊治療に特化した制度を導入している企業は多くなく、半日・時間単位の休暇制度等により両立を支援している企業が多い

◆ 貴社で導入している、不妊治療のための制度(目的が不妊治療に特定されている制度)として、該当するものを記入ください(複数選択可)。



◆ 貴社では、不妊治療を行っている従業員が利用できる制度(目的が不妊治療に特定されていない制度)のうち、導入している制度がありますか?(複数選択可)。



出典:平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る課題」についての総合的調査(厚生労働省)

16

## 3.仕事と不妊治療の両立における企業の現状及び事例

14

## (3)企業における仕事と不妊治療の両立を支援するための先進的な制度や取組の事例

◆2で紹介した「有給休暇や柔軟な働き方の制度」等、一般的な制度によって仕事と不妊治療の両立をしやすくする取組の他、以下の様な独自の制度や取組を行っている企業もあります。

### 【不妊治療に特化した制度・取組】

○出生支援休暇制度

具体例:最大1年間、在職期間中に1回に限る。無給だが社会保険料は相当額を企業が補助。

○失効年休積立制度

具体例:失効してしまった年休を積み立てた積立有給休暇の利用を、不妊治療でも可能とする。

○費用助成等

具体例:不妊治療費の貸付。

共済会から、5万円まで補助金を提出(1年度内に1回限り)。

不妊治療と養子縁組の費用を対象とし、年間12万円を上限に、最大5年間まで利用可能。

### 【仕事と不妊治療の両立に対する理解促進、従業員サポート等の取組】

• 女性社員を対象とする研修において、女性特有の病気や不妊治療についての正しい知識を、20代の頃から情報提供。また、管理職に対して、不妊治療中の男性従業員への配慮や2人目不妊等、必要な配慮についての周知を実施。

• 従業員向け相談窓口、常駐の産業医の設置、ライフイベントと仕事の両立に関する相談窓口の設置(不妊治療に限らず)。

17



# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修1. 不妊・不育相談支援研修

令和元年度 委託事業

## 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業

厚生労働省で行った調査によると、不妊治療と仕事の両立ができて、16%の方が退職しており、不妊治療のための休暇制度等の整備や治療等に対する配慮を行うよう、事業主に求めていく必要がある。  
このため、事業主、上司、同僚の不妊治療についての理解を深めるとともに、不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組み、企業を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を行うものである。

**内容**

**専門家による検討委員会の開催**

事業主向けの仕事と不妊治療との両立に資する制度等の導入マニュアル等の内容を検討するとともに、効果的な実施について、専門家による検討等を行う。

**事業主向けマニュアルの作成・周知**

個別単位で取組める企業単位制度や柔軟な働き方を可能とする制度等、仕事と不妊治療との両立に資する制度等の導入マニュアルを作成し、周知を行う。

**仕事と不妊治療の両立に関する周知・啓発パンフレットの作成・周知**

不妊治療を受ける労働者の事業主、上司、同僚のみならず広く不妊治療についての理解を深めるためのパンフレットを作成し周知を行う。

**約5.5組に1組**

不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は全体で28.3%。子どものいない夫婦では21.5%と、近年の経産化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加している。  
※2016年厚生労働省・人口動態調査(既婚者)  
※国立社会保険人口動態研究所

**約18人に1人**

生殖補助医療による出生児数は年々増加しており、平成18年の19,587人から平成28年には54,110人と約2.8倍に増加。  
約18人に1人が生殖補助医療で生まれている。  
※生殖補助医療による出生児数(「出生-アプリア」2020年) (厚生労働省)  
※出生児数(平成24年(2012) 人口動態統計の年報集計) (厚生労働省)

**両立が困難87%**

不妊治療と仕事を両立している人のうち、87%が両立は難しいと感じ、さらに、16%が不妊治療と仕事の両立ができていないと退職している。  
難しいと感じる理由としては、退職希望が多い、職場で負担が大きい、退職への誘惑があることが多く(注)。  
※平成28年度「不妊治療と仕事の両立」に関する調査についての報告書(厚生労働省)

23

**【「不妊治療を受けながら働き続けられる職場作りのためのマニュアル」の概要】**

- ・不妊治療についての解説
- ・企業における不妊治療と仕事の両立支援に取り組み意義
- ・不妊治療と仕事の両立支援制度の導入ステップの解説
- ・不妊治療と仕事の両立を支援するための各種制度や取り組みの解説
- ・企業の事例の紹介
- ・その他参考情報
- ・URL  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

**【「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」の概要】**

- ・データで見る不妊治療と仕事の両立
- ・不妊治療についての解説
- ・職場での配慮のポイント
- ・不妊治療を受けている、受ける予定の人たちへの情報
- ・URL  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

25

令和2年度 委託事業

## 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業

(年次有給休暇の取得経緯等に合わせた働き方・休み方の見直しの推進の一環)

厚生労働省で行った調査によると、不妊治療と仕事の両立ができて、16%の方が退職しており、不妊治療のための休暇制度等の整備や治療等に対する配慮を行うよう、事業主に求めていく必要がある。  
このため、事業主、上司、同僚の不妊治療についての理解を深めるとともに、不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組み企業を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を行うものである。

**シンポジウムの開催**

事業主向けの仕事と不妊治療との両立支援の理解を深めるため、休暇制度等に関する企業の取組紹介などをテーマとしたシンポジウムを開催する。

開催地: 東京、大阪  
内容: 不妊治療の概要の説明、企業の取組紹介  
対象: 事業主等

**約5.5組に1組**

不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は全体で28.3%。子どものいない夫婦では21.5%と、近年の経産化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加している。  
※2016年厚生労働省・人口動態調査(既婚者)  
※国立社会保険人口動態研究所

**約18人に1人**

生殖補助医療による出生児数は年々増加しており、平成18年の19,587人から平成28年には54,110人と約2.8倍に増加。  
約18人に1人が生殖補助医療で生まれている。  
※生殖補助医療による出生児数(「出生-アプリア」2020年) (厚生労働省)  
※出生児数(平成24年(2012) 人口動態統計の年報集計) (厚生労働省)

**両立が困難87%**

不妊治療と仕事を両立している人のうち、87%が両立は難しいと感じ、さらに、16%が不妊治療と仕事の両立ができていないと退職している。  
難しいと感じる理由としては、退職希望が多い、職場で負担が大きい、退職への誘惑があることが多く(注)。  
※平成28年度「不妊治療と仕事の両立」に関する調査についての報告書(厚生労働省)

26